

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○長崎県手数料条例の一部を改正する条例

○長崎県税条例の一部を改正する条例

○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

○長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

所管課（室）名

総務文書課
県民センター
人事課
職員厚生課
県民生活環境課
統計課
水環境対策課
自然環境課
障害福祉課
こども未来課
都市政策課
砂防課
教育庁教育政策課
教育庁義務教育課
警察本部刑事総務課
新行政推進室
財政課
税務課
建築課
盛土対策室
議会事務局
警察本部警務課

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第35号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第1編 関係条例の一部改正（第1条—第24条）

第2編 経過措置

第1章 通則（第25条・第26条）

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第27条—第29条）

第3章 その他（第30条）

附則

第1編 関係条例の一部改正

(長崎県行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 長崎県行政不服審査会条例（平成28年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第7条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第7条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(長崎県情報公開条例の一部改正)

第2条 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第37条 第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第37条 第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第18条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 第6条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以降に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第7条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。）を施行日以降に提供したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 第6条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以降に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第7条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。）を施行日以降に提供したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例（昭和32年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年長崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（失職の例外） 第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略	（失職の例外） 第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 略

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第10条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) 略 12～13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> 15～17 略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につ	(失業者の退職手当) 第10条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) 略 12～13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 <u>当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 <u>当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 15～17 略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につ

き、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合には、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2 及び 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたこ

き、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合には、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2 及び 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由

とを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

附 則

1～19 略

20 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

21～26 略

27 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

28 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

附 則

1～19 略

20 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員としての在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

21～26 略

27 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

28 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

29 略	29 略
30 令和 9 年 3 月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。	30 令和 7 年 3 月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。
31～40 略	31～40 略

（長崎県吏員恩給条例の一部改正）

第 7 条 長崎県吏員恩給条例（大正12年長崎県告示第688号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第 8 条 年金タル恩給（第 2 号又ハ第 3 号ノ場合ニ於テハ通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス (1) 略 (2) 死刑又ハ無期若ハ 3 年ヲ超ユル拘禁刑ニ処セラレタルトキ (3) 略 2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル恩給（通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ年金タル恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス	第 8 条 年金タル恩給（第 2 号又ハ第 3 号ノ場合ニ於テハ通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス (1) 略 (2) 死刑又ハ無期若ハ 3 年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ (3) 略 2 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ年金タル恩給（通算退隠料及通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職カ年金タル恩給ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス
第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス (1)～(4) 略 (5) 吏員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失罪ヲ除ク。）ニ付拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引継キタル在職年月数	第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス (1)～(4) 略 (5) 吏員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失罪ヲ除ク。）ニ付禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引継キタル在職年月数
第14条 吏員次ノ各号ノ一ニ当ルトキハ他ノ引続キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ (1) 略 (2) 在職中拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキ	第14条 吏員次ノ各号ノ一ニ当ルトキハ他ノ引続キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ (1) 略 (2) 在職中禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ
第22条ノ 2 退隠料及ビ増加退隠料ハ之ヲ受クル者 3 年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執	第22条ノ 2 退隠料及ビ増加退隠料ハ之ヲ受クル者 3 年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ

行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 第29条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 2 前項ノ規定ハ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス	終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 第29条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ<u>懲役</u>又ハ<u>禁錮</u>ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス 2 前項ノ規定ハ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス
---	---

（長崎県未来につながる環境を守り育てる条例の一部改正）

第8条 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略
第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略	第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略
第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略	第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略
第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) 略	第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(6) 略
第91条 第39条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	第91条 第39条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。
第92条 第22条又は第24条第2項の規定による届出（指定施設の届出がばい煙、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。	第92条 第22条又は第24条第2項の規定による届出（指定施設の届出がばい煙、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この条において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。

（長崎県統計調査条例の一部改正）

第9条 長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（罰則） 第12条 第10条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第12条 第10条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第10条 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年長崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(長崎県立自然公園条例の一部改正)

第11条 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の一部改正)

第12条 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第50条 第26条（第48条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第50条 第26条（第48条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第13条 長崎県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年長崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(年金の支給停止) 第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略	(年金の支給停止) 第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>懲役又は禁固の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略

(長崎県少年保護育成条例の一部改正)

第14条 長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

(場所の提供又はあつせんの禁止) 第17条 何人も、次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所の提供又はあつせんをしてはならない。 (1)～(5) 略 (罰則) 第22条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 2 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(II) 略 3 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(5) 略 4 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(3) 略	(場所の提供又はあつせんの禁止) 第17条 何人も、次の各号の<u>一に</u>掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所の提供又はあつせんをしてはならない。 (1)～(5) 略 (罰則) 第22条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 2 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(II) 略 3 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(5) 略 4 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)～(3) 略
--	--

(長崎県いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第15条 長崎県いじめ問題調査委員会条例（平成26年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第10条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(長崎県屋外広告物条例の一部改正)

第16条 長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(長崎県砂防指定地管理条例の一部改正)

第17条 長崎県砂防指定地管理条例（平成15年長崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第15条 第11条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) 略	(罰則) 第15条 第11条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は5万円以下の罰金に処する。 (1)～(7) 略

(市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第18条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の3 県教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 県教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略	第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の3 県教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 県教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略
--	--

（市町村立学校県費負担教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第19条 市町村立学校県費負担教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（失職の例外） 第5条 教育委員会は、公務遂行中の過失による事故により、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された県費負担教職員について、情状によりその職を失わないものとすることができる。 2 略	（失職の例外） 第5条 教育委員会は、公務遂行中の過失による事故により、<u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された県費負担教職員について、情状によりその職を失わないものとするすることができる。 2 略

（長崎県迷惑行為等防止条例の一部改正）

第20条 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第10条 前条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として前条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第11条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として第3条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第12条 略 2 常習として第7条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 略 2 常習として第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項又は第8条のいずれかの規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 前条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 2 常習として前条第1項の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第11条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として第3条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第12条 略 2 常習として第7条第2項の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 略 2 常習として第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項又は第8条のいずれかの規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部改正)

第21条 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例（平成13年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第15条 第11条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1)及び(2) 略 3及び4 略	(罰則) 第15条 第11条の規定による公安委員会の処分に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1)及び(2) 略 3及び4 略

(遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例の一部改正)

第22条 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第26条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。 第27条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 2 常習として、第16条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 第28条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第26条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。 第27条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略 2 常習として、第16条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 第28条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(長崎県暴力団排除条例の一部改正)

第23条 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

第36条 第21条第1項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第36条 第21条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
2 第32条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	2 第32条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第24条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成2年長崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(罰則) 第10条 第5条第1項若しくは第2項の規定による警察官の命令又は第6条の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 略	(罰則) 第10条 第5条第1項若しくは第2項の規定による警察官の命令又は第6条の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 2 略

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第25条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第26条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第29条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第18条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

（経過措置の規則への委任）

第30条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第20項、第27項及び第28項の改正規定は公布の日から、同条例第10条第11項第4号及び第14項並びに附則第30項の改正規定並びに次項の規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和7年4月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第36号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
（市町村が処理する事務の範囲等）			（市町村が処理する事務の範囲等）		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
土木部関係係	1～19 略		土木部関係係	1～19 略	
	20 宅地造成及び特定盛土等規制法	諫早市			
	（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされたものに限る。）				
	ア 法第18条第1項の検査に関する事務				
	イ 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付に関する事務				
	ウ 法第19条第1項の規定による報告の受理に関する事務				
	エ 法第20条第2項から第4項までの規定による命令に関する事務				
	オ 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告に関する事務				
	カ 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による費用を負担させるこ				

とに関する事務					
キ 法第22条第 2 項の規定による勧告に関する事務					
ク 法第23条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関する事務					
ケ 法第24条第 1 項の規定による立入検査に関する事務					
コ 法第25条の報告の徴取に関する事務（アからケまでに掲げる事務に係るものに限る。）					
サ 法第37条第 1 項の検査に関する事務					
シ 法第37条第 2 項の規定による中間検査合格証の交付に関する事務					
ス 法第38条第 1 項の規定による報告の受理に関する事務					
セ 法第39条第 2 項から第 4 項までの規定による命令に関する事務					
ソ 法第39条第 5 項（法第42条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告に関する事務					
タ 法第39条第 6 項（法第42条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による費用を負担させることに関する事務					
チ 法第41条第 2 項の規定による勧告に関する事務					
ツ 法第42条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関する事務					
テ 法第43条第 1 項の規定による立入検査に関する事務					
ト 法第44条の報告の徴取に関する事務（サからテまでに掲げる事務に係るものに限る。）					

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月23日から施行する。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第37号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1 （第 2 条関係） 総務部						別表第 1 （第 2 条関係） 総務部					
番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1～5	略					1～5	略				
6	旅券法（昭	一般旅	情報通信技	1件	1,900円	6	旅券法（昭	一般旅			

	和26年法律第267号) 第20条第1項第1号から第3号までの規定に基づく一般旅券の発給	券発給手数料	術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請		(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>3,900円</u>)		和26年法律第267号) 第20条第1項第1号から第3号までの規定に基づく一般旅券の発給			
			上記以外のもの	1件	2,300円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>4,300円</u>)				1件	2,000円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>4,000円</u>)
7	略									

	和26年法律第267号) 第20条第1項第1号から第3号までの規定に基づく一般旅券の発給	券発給手数料					和26年法律第267号) 第20条第1項第1号から第3号までの規定に基づく一般旅券の発給			
									1件	2,000円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>4,000円</u>)
7	略									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 3 月 24 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の長崎県手数料条例の規定は、施行日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第38号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金） 第 9 条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するもののうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）とする。 (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号（知事が認可した公益信託に対する寄附金に限る。）までに掲げる寄附金 (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の	（法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金） 第 9 条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。） (2) 所得税法第78条第3項に掲げる金銭のうち、公益信託

2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金	ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第 2 条の規定により知事又は長崎県教育委員会の許可を受けた同法第 1 条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭
2 略	2 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（寄附金控除に関する経過措置）

2 個人がこの条例による改正前の長崎県税条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、同号の規定は、なおその効力を有する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第39号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項（同法第87条の 2 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の確認の申請又は同法第18条第 2 項の規定に基づく計画通知に対する審査（2 の項に掲げるものを除く。）	建築確認申請又は計画通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの			1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項（同法第87条の 2 又は第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の確認の申請又は第18条第 2 項の規定に基づく計画通知に対する審査（2 の項に掲げるものを除く。）	建築確認申請又は計画通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの		
			ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	1 件	<u>13,000円</u>				ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	1 件	<u>11,000円</u>
			イ 小荷物専用昇降機	同	6,000円				イ 小荷物専用昇降機	同	6,000円
			ウ 工作物	同	<u>13,000円</u>				ウ 工作物	同	<u>11,000円</u>
			(2) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。						(2) (1)以外のは、床面積の合計に応じて、次の区分による。		
			ア 30 平方メートル以内	1 件	<u>8,000円</u>				ア 30 平方メートル以内	1 件	<u>7,000円</u>
			イ 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	同	<u>18,000円</u>				イ 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	同	<u>13,000円</u>
			ウ 100 平方メートルを超え 200 平方メートル	同	<u>31,000円</u>				ウ 100 平方メートルを超え 200 平方メートル	同	<u>20,000円</u>

[illegible]

[illegible]

		(2の3の 項に掲げる ものを除 く。)		方メートル を超え 2,000平方 メートル以 内				(2の3の 項に掲げる ものを除 く。)		方メートル を超え 2,000平方 メートル以 内			
				ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	249,000円		ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	249,000円			
				エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	311,000円		エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	311,000円			
				オ 5万平方メートルを超えるもの	同	519,000円		オ 5万平方メートルを超えるもの	同	519,000円			
			(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの					(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの					
			ア 1,000平方メートル以内	1 件	162,000円			ア 1,000平方メートル以内	1 件	162,000円			
			イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	183,000円			イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	183,000円			
			ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	193,000円			ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	193,000円			
			エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	224,000円			エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	同	224,000円			
			オ 5万平方メートルを超えるもの	同	327,000円			オ 5万平方メートルを超えるもの	同	327,000円			
2の3	建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定の審査(政令第81条第2項第1号ロに規	構造計算適合性判定手数料	(1) 構造計算書の判定をピアチェックにより行うもの					(1) 構造計算書の判定をピアチェックにより行うもの					
			ア 1,000平方メートル以内	1 件	216,000円			ア 1,000平方メートル以内	1 件	216,000円			
			イ 1,000平方メートルを超え2,000平方	同	290,000円			イ 1,000平方メートルを超え2,000平方	同	290,000円			

	定する限界耐力計算等高度な構造計算適合性判定を要するものに限る。)		メートル以内 ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内 エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内 オ 5万平方メートルを超えるもの	同	331,000円			定する限界耐力計算等高度な構造計算適合性判定を要するものに限る。)		メートル以内 ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内 エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内 オ 5万平方メートルを超えるもの	同	331,000円			
			(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの ア 1,000平方メートル以内 イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内 エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内 オ 5万平方メートルを超えるもの	1件	148,000円			(2) 構造計算書の判定を再計算により行うもの ア 1,000平方メートル以内 イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 ウ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内 エ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内 オ 5万平方メートルを超えるもの	1件	148,000円		185,000円			
				同	185,000円				同	185,000円					
				同	203,000円				同	203,000円					
				同	258,000円				同	258,000円					
				同	442,000円				同	442,000円					
3	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の変更	計画変更確認申請又は計画変更通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物 (2) (1)以外のもの	1件	<u>9,000円</u>			3	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の変更	計画変更確認申請又は計画変更通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物 (2) (1)以外のもの	1件	<u>7,000円</u>		
				同	4,000円				同	4,000円					
				同	<u>9,000円</u>				同	<u>6,000円</u>					
				1件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の				1件	当該計画の変更の対象たる建築物の床面積の					

	の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査				合計に2分の1を乗じて得たもの（計画の変更が床面積の増加である場合にあっては、その増加する面積）を1の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額			の確認の申請又は第18条第2項の規定に基づく計画の変更の通知に対する審査				合計に2分の1を乗じて得たもの（計画の変更が床面積の増加である場合にあっては、その増加する面積）を1の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額	
4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	<u>17,000円</u> <u>11,000円</u> 12,000円			4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1) 床面積による区分をしないもの ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） イ 小荷物専用昇降機 ウ 工作物	1 件 同 同	<u>16,000円</u> <u>10,000円</u> 12,000円
			(2) (1)及び(3)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 エ 200平方メートルを超え500平方メートル	1 件 同 同 同	<u>20,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあっては、 <u>16,000円</u>) <u>26,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあっては、 <u>23,000円</u>) <u>38,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあっては、 <u>35,000円</u>) <u>43,000円</u> (ただし、中間検査をしたものに						(2) (1)以外のものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30平方メートル以内 イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 エ 200平方メートルを超え500平方メートル	1 件 同 同 同	<u>14,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあっては、 <u>13,000円</u>) <u>17,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあっては、 <u>16,000円</u>) <u>23,000円</u> (ただし、中間検査をしたものにあっては、 <u>22,000円</u>) <u>32,000円</u> (ただし、中間検査をしたものに

			以内	あつては、 <u>40,000円</u>				以内	あつては、 <u>30,000円</u>
			オ 500平方メートルを 超え1,000平方メートル以内	同 <u>59,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>55,000円</u>)				オ 500平方メートルを 超え1,000平方メートル以内	同 <u>53,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>52,000円</u>)
			カ 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル以内	同 <u>80,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>76,000円</u>)				カ 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル以内	同 <u>74,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>69,000円</u>)
			キ 2,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内	同 <u>193,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>182,000円</u>)				キ 2,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内	同 <u>178,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>161,000円</u>)
			ク 1万平方メートルを 超え5万平方メートル以内	同 <u>282,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>268,000円</u>)				ク 10,000平方メートルを 超え50,000平方メートル以内	同 <u>260,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>252,000円</u>)
			ケ 5万平方メートルを 超えるもの	同 <u>493,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>474,000円</u>)				ケ 50,000平方メートルを 超えるもの	同 <u>455,000円</u> (ただし、 中間検査をしたものに あつては、 <u>445,000円</u>)
			(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第4号ハに該当する場合（特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨					(3) (1)以外のもの ので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。	

の建設住宅性能評価に限る。)及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)は、床面積の合計に応じて、次の区分による。

ア 30平方メートル以内	1件	24,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 20,000円)
イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内	同	30,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 27,000円)
ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内	同	42,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 39,000円)
エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内	同	49,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 46,000円)
オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	69,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 65,000円)
カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	94,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 90,000円)
キ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	227,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 216,000円)
ク 1万平方メートルを	同	331,000円 (ただし、

ア 200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	38,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 36,000円)
イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	63,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 62,000円)
ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	88,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 83,000円)
エ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	211,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 194,000円)
オ 10,000平方メートル	同	308,000円 (ただし、

			超え 5 万平方メートル以内		中間検査をしたものにあつては、 317,000円)				ル を 超 え 50,000平方メートル以内		中間検査をしたものにあつては、 300,000円)	
			ケ 5 万平方メートルを超えるもの	同	579,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 560,000円)				カ 50,000平方メートルを超えるもの	同	539,000円 (ただし、 中間検査をしたものにあつては、 529,000円)	
5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了検査の通知（大規模の修繕、大規模の様替又は移転に係るものをいう。）に対する検査	大規模の修繕若しくは大規模の様替又は移転した場合の完了検査の申請又は完了検査通知手数料		1 件	当該修繕、模様替又は移転の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たものを4の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額		5	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知（大規模の修繕、大規模の様替又は移転に係るものをいう。）に対する検査	大規模の修繕若しくは大規模の様替又は移転した場合の完了検査の申請又は完了検査通知手数料		1 件	当該修繕、模様替又は移転の対象たる建築物の床面積の合計に2分の1を乗じて得たものを4の項の(2)に掲げる床面積とみなして、その床面積の区分に対応する金額
6	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく中間検査の通知に対する検査	中間検査申請又は中間検査通知手数料	床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30 平方メートル以内 イ 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内 ウ 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内 エ 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内 オ 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内 カ 1,000 平方メートル	1 件 同 同 同 同 同	15,000円 20,000円 32,000円 38,000円 52,000円 70,000円		6	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の通知に対する検査	中間検査申請又は中間検査通知手数料	床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア 30 平方メートル以内 イ 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内 ウ 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内 エ 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内 オ 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内 カ 1,000 平方メートル	1 件 同 同 同 同 同	13,000円 16,000円 22,000円 28,000円 49,000円 66,000円

			ルを超え 2,000平方 メートル以 内 キ 2,000平方メートル を超え1万 平方メー トル以内 ク 1万平方 メートルを 超え5万平 方メートル 以内 ケ 5万平方 メートルを 超えるもの	同	159,000円				ルを超え 2,000平方 メートル以 内 キ 2,000平方メートル を超え1万 平方メー トル以内 ク 1万平方 メートルを 超え5万平 方メートル 以内 ケ 5万平方 メートルを 超えるもの	同	147,000円			
				同	239,000円					同	222,000円			
				同	430,000円					同	407,000円			
7	建築基準法 第7条の6 第1項第1 号及び第2 号（同法第 87条の2又 は第88条第 1項若しく は第2項に おいて準用 は第2項に おいて準用 を含む。）又 は第18条第 38項第1号 及び第2号 の規定に基 づく仮使用 の申請に対 する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請又は仮使用承認通知手数料		1件	120,000円			7	建築基準法 第7条の6 第1項第1 号及び第2 号（同法第 87条の2又 は第88条第 1項若しく は第2項に おいて準用 は第2項に おいて準用 を含む。）又 は第18条第 24項第1号 及び第2号 の規定に基 づく仮使用 の申請に対 する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請又は仮使用承認通知手数料		1件	120,000円	
7の2～37の9 略														
38	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じて、次の区分による。 ア 500平方メートル以内 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件 同 同	21,000円 32,000円 44,000円			38	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じて、次の区分による。 ア 500平方メートル以内 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件 同 同	12,000円 21,000円 31,000円	

			エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同	62,000円				エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	47,000円
			オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	72,000円						
			カ 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	96,000円				オ 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	67,000円
			キ 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内	同	150,000円				カ 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内	同	110,000円
			ク 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内	同	228,000円				キ 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内	同	170,000円
			ケ 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内	同	354,000円				ク 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内	同	250,000円
			コ 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内	同	498,000円				ケ 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内	同	340,000円
			サ 10万平方メートルを超えるもの	同	642,000円				コ 10万平方メートルを超えるもの	同	420,000円
38の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の許可申請料	土石の堆積をする土地の面積に応じて、次の区分による。								
			ア 500平方メートル以内	1件	16,000円						
			イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	18,000円						
			ウ 1,000平方メートルを超え	同	21,000円						

[illegible]

		の申請に対する審査			2,000 円とする。 ア <u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更（イのみに該当する場合を除く。）</u>については、<u>切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積）</u>に応じて38の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ <u>新たに切土又は盛土をする土地を編入する場合については、新たに編入される切土又は盛土をす</u>				ア 38の項に規定する切土又は盛土をする土地の面積（以下この項において「切土等面積」という。）に新たに切土又は盛土をする土地の面積の増加を伴う工事の計画の変更 ㍺ 増加する切土又は盛土をする土地の面積に応じて38の項に規定する額 ㍿ 切土等面積に応じて38の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 切土等面積の縮小（変更のない場合も含む。）を伴う工事の計画の変更 工事の計画の変
--	--	-----------	--	--	---	--	--	--	--

					る土地の面積に応じ38の項に規定する額					更後の切土又は盛土をする土地の面積に応じ38の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
				ウ その他 の変更 1 万円						ウ その他 の変更 1 万円
38の 4	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請に對する審査	土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料		1 件	変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。 ただし、その額が13万8,000 円を超えるときは、その手数料の額は、13万8,000 円とする。 ア 土石の堆積に関する工事の計画変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の					

					縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積) に応じ38の2の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
					イ 新たに土石の堆積をする土地を編入する場合については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ38の2の項に規定する額
					ウ その他の変更 1万円
38の5	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じて、次の区分による。 ア 500平方メートル以内 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	1件 同 同 同	10,000円 11,000円 12,000円 13,000円

			オ 3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内	同	15,000円	
			カ 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	同	16,000円	
			キ 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内	同	17,000円	
			ク 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内	同	18,000円	
			ケ 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内	同	20,000円	
			コ 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内	同	26,000円	
			サ 10万平方メートルを超えるもの	同	27,000円	
39～68の2 略						
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第54条第2項の規定に基づく審	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物	1 件	33,000円	
39～68の2 略						
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第54条第2項の規定に基づく審	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合 ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物	1 件	33,000円	

	査の申出を行う場合を除く。) に対する審査	エネルギー消費性能判定機関をいう。)、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がないもので評価手法が標準計算法であるもの	同	24,000円		査の申出を行う場合を除く。) に対する審査	エネルギー消費性能判定機関をいう。)、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。）が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの	同	略	略
		イ 適合証の提出がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの					イ及びウ 略			
	(2) 共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次					(2) 共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次				

				項において同じ。)の住棟 全体の場合又は 非住宅部分 及び住宅部分 を有する建築 物（以下この 項及び次項に おいて「複合 建築物」とい う。）の住宅 部分のみの場 合 次のアか らウまでの区 分に応じて、 それぞれ(ア)に 掲げる申請に 係る住戸の数 に応じて規定 する金額に、 共用部分があ る場合は(イ)に 掲げる申請に 係る共用部分 の面積の合計 の区分に応じ て規定する金 額を加算した 額					項において同じ。)の住棟 全体の場合又は 非住宅部分 及び住宅部分 を有する建築 物（以下この 項及び次項に おいて「複合 建築物」とい う。）の住宅 部分のみの場 合 次のアか らウまでの区 分に応じて、 それぞれ(ア)に 掲げる申請に 係る住戸の数 に応じて規定 する金額に、 共用部分があ る場合は(イ)に 掲げる申請に 係る共用部分 の面積の合計 の区分に応じ て規定する金 額を加算した 額				
				ア 適合証の 提出がない もので評価 手法が標準 計算法であ るもの					ア 適合証の 提出がない もので評価 手法が性能 基準である もの				
				(ア) 住戸部 分					(ア) 住戸部 分				
				a 1戸の 場合	1件	33,000円			a 1戸の 場合	1件	33,000円		
				b 1戸を 超え5戸 以下	同	67,000円			b 1戸を 超え5戸 以下	同	67,000円		
				c 5戸を 超え10戸 以下	同	94,000円			c 5戸を 超え10戸 以下	同	94,000円		
				d 10戸を 超え25戸 以下	同	133,000円			d 10戸を 超え25戸 以下	同	133,000円		
				e 25戸を 超え50戸 以下	同	191,000円			e 25戸を 超え50戸 以下	同	191,000円		
				f 50戸を 超え100 戸以下	同	274,000円			f 50戸を 超え100 戸以下	同	274,000円		
				g 100戸	同	371,000円			g 100戸	同	371,000円		

[illegible]

[illegible]

する法第54 条第2項の 規定に基づ く審査の申 出を行う場 合を除く。)に 対する審査	場合又は複合 建築物の住宅 部分のみの場 合 次のアか らウまでの区 分に応じて、 それぞれ、住 戸部分に計画 変更がある場 合は(ア)に掲 げる計画変更 に係る住戸の 数の合計の区 分に応じて規 定する金額に、 共用部分に計 画変更がある 場合は(イ)に掲 げる計画変更 に係る共用部 分の面積の区 分に応じて規 定する金額を 加算した額 ア 適合証の 提出がない もので評価 手法が標準 計算法であ るもの (ア) 住戸部 分 a 1戸の 場合 b 1戸を 超え5戸 以下 c 5戸を 超え10戸 以下 d 10戸を 超え25戸 以下 e 25戸を 超え50戸 以下 f 50戸を 超え100 戸以下 g 100戸 を超え 200戸以 下 h 200戸 を超え	する法第54 条第2項の 規定に基づ く審査の申 出を行う場 合を除く。)に 対する審査	場合又は複合 建築物の住宅 部分のみの場 合 次のアか らウまでの区 分に応じて、 それぞれ、住 戸部分に計画 変更がある場 合は(ア)に掲 げる計画変更 に係る住戸の 数の合計の区 分に応じて規 定する金額に、 共用部分に計 画変更がある 場合は(イ)に掲 げる計画変更 に係る共用部 分の面積の区 分に応じて規 定する金額を 加算した額 ア 適合証の 提出がない もので評価 手法が性能 基準である もの (ア) 住戸部 分 a 1戸の 場合 b 1戸を 超え5戸 以下 c 5戸を 超え10戸 以下 d 10戸を 超え25戸 以下 e 25戸を 超え50戸 以下 f 50戸を 超え100 戸以下 g 100戸 を超え 200戸以 下 h 200戸 を超え	1件 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	16,500円 33,500円 47,000円 66,500円 95,500円 137,000円 185,500円 243,500円	1件 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	16,500円 33,500円 47,000円 66,500円 95,500円 137,000円 185,500円 243,500円

				300 戸 以 下				300 戸 以 下				
				i 300 戸 を超える もの	同	286,000円		i 300 戸 を超える もの	同	286,000円		
				(イ) 共用部 分	同	計画変更 に係る床面 積の合計の 2分の1の面 積（床面積 が増加する 場合にあっ ては、これ に当該増加 する床面積 を加算した 面積）につ いて、前項 (2)のアの(イ) に掲げる区 分に応じた 金額		(イ) 共用部 分	同	計画変更 に係る床面 積の合計の 2分の1の面 積（床面積 が増加する 場合にあっ ては、これ に当該増加 する床面積 を加算した 面積）につ いて、前項 (2)のアの(イ) に掲げる区 分に応じた 金額		
				イ 適合証の 提出がない もので評価 手 法 が 仕 様・計算併 用法である もの								
				㊦ 住戸部 分								
				a 1 戸の 場合	同	12,000円						
				b 1 戸を 超え5戸 以下	同	24,500円						
				c 5 戸を 超え10戸 以下	同	34,500円						
				d 10 戸を 超え25戸 以下	同	50,000円						
				e 25 戸を 超え50戸 以下	同	72,500円						
				f 50 戸を 超え100 戸以下	同	106,500円						
				g 100 戸 を 超 え 200 戸 以 下	同	147,000円						
				h 200 戸 を 超 え 300 戸 以	同	191,500円						

[illegible]

[illegible]

					分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)の <u>エ</u> の(イ)に掲げる区分に応じた金額					分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）について、前項(2)の <u>ウ</u> の(イ)に掲げる区分に応じた金額
				(3)及び(4) 略					(3)及び(4) 略	
71	略									
72	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第12条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 一戸建て住宅（非住宅部分）を有しないものに限り、以下この項から75の項までにおいて同じ。） ア 評価手法が標準計算法であるもの ㊦ 200平方メートル未満 ㊧ 200平方メートル以上 イ 評価手法が仕様・計算併用法であるもの ㊦ 200平方メートル未満 ㊧ 200平方メートル以上 ウ 評価手法が仕様基準であるもの ㊦ 200平方メートル未満 ㊧ 200平方メートル以上 (2) 共同住宅等（一戸建て住	1件 同 同 同 同 同	30,000円 33,000円 22,000円 24,000円 15,000円 16,000円					

[illegible]

[illegible]

				25,000平方メートル未満				25,000平方メートル未満				
				(イ) 25,000平方メートル以上	同	196,000円		(イ) 25,000平方メートル以上	同	196,000円		
				イ 工場、倉庫等以外				イ 工場、倉庫等以外				
				(ロ) 300平方メートル未満	同	77,000円		(ロ) 300平方メートル未満	同	77,000円		
				(ハ) 300平方メートル以上	同	98,000円		(ハ) 300平方メートル以上	同	98,000円		
				1,000平方メートル未満				1,000平方メートル未満				
				(ニ) 1,000平方メートル以上	同	129,000円		(ニ) 1,000平方メートル以上	同	129,000円		
				2,000平方メートル未満				2,000平方メートル未満				
				(ホ) 2,000平方メートル以上	同	209,000円		(ホ) 2,000平方メートル以上	同	209,000円		
				5,000平方メートル未満				5,000平方メートル未満				
				(ヘ) 5,000平方メートル以上	同	273,000円		(ヘ) 5,000平方メートル以上	同	273,000円		
				10,000平方メートル未満				10,000平方メートル未満				
				(コ) 10,000平方メートル以上	同	329,000円		(コ) 10,000平方メートル以上	同	329,000円		
				25,000平方メートル未満				25,000平方メートル未満				
				(ケ) 25,000平方メートル以上	同	386,000円		(ケ) 25,000平方メートル以上	同	386,000円		
				(4) 非住宅建築物又は住宅以外の部分で評価手法が標準入力法の場合				(2) 評価手法が標準入力法の場合				
				ア 工場、倉庫等				ア 工場、倉庫等				
				(ロ) 300平方メートル未満	1件	20,000円		(ロ) 300平方メートル未満	1件	20,000円		
				(ハ) 300平方メートル以上	同	27,000円		(ハ) 300平方メートル以上	同	27,000円		

				方メートル以上 1,000平方メートル未満	(ウ) 1,000 同	38,000円						方メートル以上 1,000平方メートル未満	(ウ) 1,000 同	38,000円			
				平方メートル以上 2,000平方メートル未満	(ロ) 2,000 同	90,000円						平方メートル以上 2,000平方メートル未満	(ロ) 2,000 同	90,000円			
				平方メートル以上 5,000平方メートル未満	(ハ) 5,000 同	133,000円						平方メートル以上 5,000平方メートル未満	(ハ) 5,000 同	133,000円			
				平方メートル以上 10,000平方メートル未満	(カ) 10,000 同	165,000円						平方メートル以上 10,000平方メートル未満	(カ) 10,000 同	165,000円			
				平方メートル以上 25,000平方メートル未満	(キ) 25,000 同	204,000円						平方メートル以上 25,000平方メートル未満	(キ) 25,000 同	204,000円			
				イ 工場、倉庫等以外								イ 工場、倉庫等以外					
				(フ) 300平方メートル未満	(フ) 300 同	202,000円						(フ) 300平方メートル未満	(フ) 300 同	202,000円			
				(イ) 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	(イ) 300 同	253,000円						(イ) 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	(イ) 300 同	253,000円			
				(ウ) 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	(ウ) 1,000 同	326,000円						(ウ) 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	(ウ) 1,000 同	326,000円			
				(ロ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	(ロ) 2,000 同	466,000円						(ロ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	(ロ) 2,000 同	466,000円			

				(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円				(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円	
				(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円				(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円	
				(ケ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円				(ケ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円	
				(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額							
73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条第2項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第12条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 評価手法が標準計算法であるもの イ 評価手法が仕様・計算併用法であるもの ウ 評価手法が仕様基準であるもの	1件	15,000円					73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第2項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	
			エ 200平方メートル未満	1件	15,000円								
			イ 200平方メートル以上	同	16,500円								
			エ 200平方メートル未満	同	11,000円								
			イ 200平方メートル以上	同	12,000円								
			エ 200平方メートル未満	同	7,500円								
			イ 200平方メートル以上	同	8,000円								
			(2) 共同住宅等の場合										

[illegible]

[illegible]

[illegible]

				平方メートル以上 2,000平方メートル未満	(㌦) 2,000 同	45,000円						平方メートル以上 2,000平方メートル未満	(㌦) 2,000 同	45,000円			
				平方メートル以上 5,000平方メートル未満	(㌦) 5,000 同	66,500円						平方メートル以上 5,000平方メートル未満	(㌦) 5,000 同	66,500円			
				平方メートル以上 10,000平方メートル未満	(㌦) 10,000 同	82,500円						平方メートル以上 10,000平方メートル未満	(㌦) 10,000 同	82,500円			
				平方メートル以上 25,000平方メートル未満	(㌦) 25,000 同	102,000円						平方メートル以上 25,000平方メートル未満	(㌦) 25,000 同	102,000円			
			イ 工場、倉庫等以外	(㌦) 300平方メートル未満	同	101,000円						イ 工場、倉庫等以外	(㌦) 300平方メートル未満	同	101,000円		
				(イ) 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	同	126,500円						(イ) 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	同	126,500円			
				(㌦) 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	163,000円						(㌦) 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	163,000円			
				(㌦) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	233,000円						(㌦) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	233,000円			
				(㌦) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	同	287,000円						(㌦) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	同	287,000円			

			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円				(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
			(ケ) 25,000平方メートル以上	同	387,000円				(ケ) 25,000平方メートル以上	同	387,000円
			(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額						
74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第30条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項から75の項までにおいて「適合証」という。）又は			74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項から76の項までにおいて同じ。）の場合 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項から76の項までにおいて「適合証」という。）又は		

				住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び75の項において「評価書」という。）の写しの添付があるもの					住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び75の項において「評価書」という。）の写しの添付があるもの				
				㌺ 200平方メートル未満	1件	4,000円			㌺ 200平方メートル未満	1件	4,000円		
				㌽ 200平方メートル以上	同	4,000円			㌽ 200平方メートル以上	同	4,000円		
				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が標準計算法であるもの					イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの				
				㌺ 200平方メートル未満	同	30,000円			㌺ 200平方メートル未満	同	30,000円		
				㌽ 200平方メートル以上	同	33,000円			㌽ 200平方メートル以上	同	33,000円		
				ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの									
				㌺ 200平方メートル未満	同	22,000円							
				㌽ 200平方メートル以上	同	24,000円							
				エ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの					ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの				
				㌺ 200平方メートル未満	同	15,000円			㌺ 200平方メートル未満	同	15,000円		

	方メートル未満 (イ) 200平方メートル以上	同	16,000円					方メートル未満 (イ) 200平方メートル以上	同	16,000円
	(2) 共同住宅等の場合							(2) 共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から76の項までにおいて同じ。）の場合		
	ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの (ウ) 300平方メートル未満	1件	8,000円					ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの (ウ) 300平方メートル未満	1件	8,000円
	(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	17,000円					(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	17,000円
	(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	39,000円					(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	39,000円
	(ロ) 5,000平方メートル以上	同	71,000円					(ロ) 5,000平方メートル以上	同	71,000円
	イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が標準計算法であるものの (ウ) 300平方メートル未満	同	61,000円					イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるものの (ウ) 300平方メートル未満	同	61,000円
	(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	102,000円					(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	102,000円
	(ウ) 2,000平方メートル以上	同	174,000円					(ウ) 2,000平方メートル以上	同	174,000円

				5,000平方メートル未満				5,000平方メートル未満			
				(㌦) 5,000平方メートル以上	同	249,000円		(㌦) 5,000平方メートル以上	同	249,000円	
				ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの							
				(㌧) 300平方メートル未満	同	45,000円					
				(㌨) 300平方メートル以上	同	76,000円					
				2,000平方メートル未満							
				(㌩) 2,000平方メートル以上	同	132,000円					
				5,000平方メートル未満							
				(㌪) 5,000平方メートル以上	同	193,000円					
				エ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの				ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの			
				(㌧) 300平方メートル未満	同	29,000円		(㌧) 300平方メートル未満	同	29,000円	
				(㌨) 300平方メートル以上	同	50,000円		(㌨) 300平方メートル以上	同	50,000円	
				2,000平方メートル未満				2,000平方メートル未満			
				(㌩) 2,000平方メートル以上	同	91,000円		(㌩) 2,000平方メートル以上	同	91,000円	
				5,000平方メートル未満				5,000平方メートル未満			
				(㌪) 5,000平方メートル以上	同	138,000円		(㌪) 5,000平方メートル以上	同	138,000円	

[illegible]

				(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円					(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円
				(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円					(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円
				(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円					(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円
				(カ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円					(カ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円
				(ク) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円					(ク) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円
				(ケ) 25,000平方メートル以上	同	386,000円					(ケ) 25,000平方メートル以上	同	386,000円
				(4) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの							(4) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				(イ) 300平方メートル未満	1件	8,000円					(イ) 300平方メートル未満	1件	8,000円
				(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円					(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
				(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円					(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円

				方メートル未満 (㌦) 2,000同	71,000円					方メートル未満 (㌦) 2,000同	71,000円
				平方メートル以上 5,000平方メートル未満 (㌦) 5,000同	112,000円					平方メートル以上 5,000平方メートル未満 (㌦) 5,000同	112,000円
				平方メートル以上 10,000平方メートル未満 (㌦) 10,000同	142,000円					平方メートル以上 10,000平方メートル未満 (㌦) 10,000同	142,000円
				平方メートル以上 25,000平方メートル未満 (㌦) 25,000同	178,000円					平方メートル以上 25,000平方メートル未満 (㌦) 25,000同	178,000円
			イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの	平方メートル以上 (㌦) 300平方メートル未満	202,000円					平方メートル以上 (㌦) 300平方メートル未満	202,000円
				平方メートル以上 1,000平方メートル未満 (㌦) 300平方メートル以上	253,000円					平方メートル以上 1,000平方メートル未満 (㌦) 300平方メートル以上	253,000円
				平方メートル以上 2,000平方メートル未満 (㌦) 1,000同	326,000円					平方メートル以上 2,000平方メートル未満 (㌦) 1,000同	326,000円
				平方メートル以上 5,000平方メートル未満 (㌦) 2,000同	466,000円					平方メートル以上 5,000平方メートル未満 (㌦) 2,000同	466,000円
				平方メートル以上 10,000平方メートル未満 (㌦) 5,000同	574,000円					平方メートル以上 10,000平方メートル未満 (㌦) 5,000同	574,000円
				平方メートル以上 (㌦) 10,000同	679,000円					平方メートル以上 (㌦) 10,000同	679,000円

			平方メートル以上 25,000平方メートル未満 (イ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円				平方メートル以上 25,000平方メートル未満 (イ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円			
			(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額				(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額			
74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額				74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額
75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第30条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの イ 200平方メートル未満 ロ 200平方メートル以上 ハ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が標準計算法であるもの ニ 200平方メートル未満 ヘ 200平方メートル	1件 同 同	2,000円 2,000円 15,000円 16,500円				75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの イ 200平方メートル未満 ロ 200平方メートル以上 ハ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの ニ 200平方メートル未満 ヘ 200平方メートル	1件 同 同	2,000円 2,000円 15,000円 16,500円

する審査	ル以上	ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様・計算併用法であるもの				する審査	ル以上				
		(7) 200平方メートル	同	11,000円							
		ル未満									
		(イ) 200平方メートル	同	12,000円							
		ル以上									
		エ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの						ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの			
		(7) 200平方メートル	同	7,500円				(7) 200平方メートル	同	7,500円	
		ル未満						ル未満			
		(イ) 200平方メートル	同	8,000円				(イ) 200平方メートル	同	8,000円	
		ル以上						ル以上			
		(2) 共同住宅等の場合						(2) 共同住宅等の場合			
		ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの						ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの			
		(7) 300平方メートル	1 件	4,000円				(7) 300平方メートル	1 件	4,000円	
		ル未満						ル未満			
		(イ) 300平方メートル	同	8,500円				(イ) 300平方メートル	同	8,500円	
		ル以上						ル以上			
		2,000平方メートル						2,000平方メートル			
		ル未満						ル未満			
		(ウ) 2,000平方メートル	同	19,500円				(ウ) 2,000平方メートル	同	19,500円	
		5,000平方メートル						5,000平方メートル			
		ル未満						ル未満			
		(ロ) 5,000平方メートル	同	35,500円				(ロ) 5,000平方メートル	同	35,500円	
		5,000平方メートル						5,000平方メートル			
		ル以上						ル以上			
		イ 適合証又は評価書の写しの添付						イ 適合証又は評価書の写しの添付			

				がないもの で評価手法 が標準計算 法であるもの					がないもの で評価手法 が性能基準 であるもの			
				㌦ 300平方メートル未満	同	30,500円			㌦ 300平方メートル未満	同	30,500円	
				㌦ 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	51,000円			㌦ 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	51,000円	
				㌦ 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	87,000円			㌦ 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	87,000円	
				㌦ 5,000平方メートル以上	同	124,500円			㌦ 5,000平方メートル以上	同	124,500円	
				ウ 適合証又は評価書の 写しの添付がないもの で評価手法が仕様・計 算併用法であるもの								
				㌦ 300平方メートル未満	同	22,500円						
				㌦ 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	38,000円						
				㌦ 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	66,000円						
				㌦ 5,000平方メートル以上	同	96,500円						
				エ 適合証又は評価書の 写しの添付がないもの で評価手法が仕様基準					ウ 適合証又は評価書の 写しの添付がないもの で評価手法が仕様基準			

				であるもの				であるもの			
				(㍿) 300平方メートル未満	同	14,500円		(㍿) 300平方メートル未満	同	14,500円	
				(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	25,000円		(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	25,000円	
				(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,500円		(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,500円	
				(エ) 5,000平方メートル以上	同	69,000円		(エ) 5,000平方メートル以上	同	69,000円	
				(3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合				(3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合			
				ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの				ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの			
				(㍿) 300平方メートル未満	1件	4,000円		(㍿) 300平方メートル未満	1件	4,000円	
				(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	7,000円		(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	7,000円	
				(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	11,500円		(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	11,500円	
				(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	35,500円		(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	35,500円	
				(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル	同	56,000円		(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル	同	56,000円	

				ル未満 (カ) 10,000同	71,000円					ル未満 (カ) 10,000同	71,000円		
				平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満						平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満			
				(キ) 25,000同	89,000円					(キ) 25,000同	89,000円		
				平方メー トル以上 イ 適合証又 は評価書の 写しの添付 がないもの						平方メー トル以上 イ 適合証又 は評価書の 写しの添付 がないもの			
				(ク) 300平同	38,500円					(ク) 300平同	38,500円		
				方メート ル未満						方メート ル未満			
				(ケ) 300平同	49,000円					(ケ) 300平同	49,000円		
				方メート ル 以 上 1,000平 方メート ル未満						方メート ル 以 上 1,000平 方メート ル未満			
				(コ) 1,000同	64,500円					(コ) 1,000同	64,500円		
				平方メー トル以上 2,000平 方メート ル未満						平方メー トル以上 2,000平 方メート ル未満			
				(ク) 2,000同	104,500円					(ク) 2,000同	104,500円		
				平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満						平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満			
				(ケ) 5,000同	136,500円					(ケ) 5,000同	136,500円		
				平方メー トル以上 10,000平 方メート ル未満						平方メー トル以上 10,000平 方メート ル未満			
				(カ) 10,000同	164,500円					(カ) 10,000同	164,500円		
				平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満						平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満			
				(キ) 25,000同	193,000円					(キ) 25,000同	193,000円		
				平方メー トル以上						平方メー トル以上			
				(4) 住宅以外の 部分で評価手 法が標準入力 法又は主要室 入力法の場合						(4) 住宅以外の 部分で評価手 法が標準入力 法又は主要室 入力法の場合			

[illegible]

			トル以上 2,000平 方メー トル未 満 (ㇿ) 2,000 同 233,000円				トル以上 2,000平 方メー トル未 満 (ㇿ) 2,000 同 233,000円		
			平方メー トル以上 5,000平 方メー トル未 満 (ㇽ) 5,000 同 287,000円				平方メー トル以上 5,000平 方メー トル未 満 (ㇽ) 5,000 同 287,000円		
			平方メー トル以上 10,000平 方メー トル未 満 (ㇾ) 10,000 同 339,500円				平方メー トル以上 10,000平 方メー トル未 満 (ㇾ) 10,000 同 339,500円		
			平方メー トル以上 25,000平 方メー トル未 満 (ㇿ) 25,000 同 387,000円				平方メー トル以上 25,000平 方メー トル未 満 (ㇿ) 25,000 同 387,000円		
			(5) 住宅と住宅 以外の部分の 複合建築物	1 件	(1)又は(2)の 規定による 金額に(3)又 は(4)の規定 による金額 を加算した 額		(5) 住宅と住宅 以外の部分の 複合建築物	1 件	(1)又は(2)の 規定による 金額に(3)又 は(4)の規定 による金額 を加算した 額
			(6) 前項に規定 する複数の建 築物の連携に よる建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の認定の場合	1 件	変更計画に 係る一の建 築物（変更 のあるもの に限る。） ごとの(1)か ら(5)までに 掲げる区分 に応じた額 を合算した 額		(6) 前項に規定 する複数の建 築物の連携に よる建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の認定の場合	1 件	変更計画に 係る一の建 築物（変更 のあるもの に限る。） ごとの(1)か ら(5)までに 掲げる区分 に応じた額 を合算した 額
						76	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	建築物	(1) 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 ア 適合証又は検査済証等（法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び

			エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下同じ。）の添付があるもの		
					(ア) 200 平方メートル未満	1 件 4,000円
					(イ) 200 平方メートル以上	同 4,000円
					イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの	
					(ア) 200 平方メートル未満	同 30,000円
					(イ) 200 平方メートル以上	同 33,000円
					(2) 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合	
				ア 適合証又		

						は検査済証等の添付があるもの		
						(7) 300平方メートル未満	1件	8,000円
						(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円
						(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	39,000円
						(エ) 5,000平方メートル以上	同	71,000円
						イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの		
						(7) 300平方メートル未満	同	61,000円
						(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	102,000円
						(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	174,000円
						(エ) 5,000平方メートル以上	同	249,000円
						(3) 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合		
						ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの		

— 67 —

						ル 以 上 2,000平 方メー トル未 満		
						(ウ) 2,000 平方メ ートル 以上	同	91,000円
						5,000平 方メー トル未 満		
						(エ) 5,000 平方メ ートル 以上	同	138,000円
						上		
					(5) 一戸建て住 宅又は共同住 宅等で評価手 法が性能基準 と仕様基準又 は国土交通大 臣の定める簡 易な評価方法 の併用の場合	1 件	(1)又は(2)の 規定による 金額に(3)又 は(4)の規定 による金額 を加算した 額	
					(6) 住宅以外の 部分で評価手 法が国土交通 大臣の定める 簡易な評価方 法の場合 ア 適合証又 は検査済証 等の添付が あるもの			
						(イ) 300平 方メー トル未 満	1 件	8,000円
						(ロ) 300平 方メー トル 以 上	同	14,000円
						1,000平 方メー トル未 満		
						(ウ) 1,000 平方メ ートル 以上	同	23,000円
						2,000平 方メー トル未 満		
						(エ) 2,000 平方メ ートル 以上	同	71,000円
						5,000平 方メー トル未 満		
						(オ) 5,000 平方メ ートル 以上	同	112,000円

						平方メー トル以上 10,000平 方メート ル未満		
						(㋂) 10,000 同	142,000円	
						平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満		
						(㋃) 25,000 同	178,000円	
						平方メー トル以上		
						イ 適合証又 は検査済証 等の添付が ないもの		
						(㋄) 300平 同	77,000円	
						方メート ル未満		
						(㋅) 300平 同	98,000円	
						方メート ル以 上		
						1,000平 方メート ル未満		
						(㋆) 1,000 同	129,000円	
						平方メー トル以上 2,000平 方メート ル未満		
						(㋇) 2,000 同	209,000円	
						平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満		
						(㋈) 5,000 同	273,000円	
						平方メー トル以上 10,000平 方メート ル未満		
						(㋉) 10,000 同	329,000円	
						平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満		
						(㋊) 25,000 同	386,000円	
						平方メー トル以上		
						(7) 住宅以外の		

部分で評価手 法が標準入力 法又は主要室 入力法の場合 ア 適合証又 は検査済証 等の添付が あるもの		
㉞ 300平方メートル未満	1件	8,000円
㉟ 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	同	14,000円
㊱ 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	23,000円
㊲ 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	71,000円
㊳ 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	同	112,000円
㊴ 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	同	142,000円
㊵ 25,000平方メートル以上	同	178,000円
イ 適合証又は検査済証 等の添付がないもの		
㉞ 300平方メートル未満	同	202,000円
㉟ 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	同	253,000円

				方メートル未満 (㉔) 1,000 同 326,000円
				平方メートル以上 2,000平方メートル未満 (㉕) 2,000 同 466,000円
				平方メートル以上 5,000平方メートル未満 (㉖) 5,000 同 574,000円
				平方メートル以上 10,000平方メートル未満 (㉗) 10,000 同 679,000円
				平方メートル以上 25,000平方メートル未満 (㉘) 25,000 同 774,000円
				(8) 住宅と住宅 以外の部分の 複合建築物 1 件 (1)から(5)ま での規定に よる金額に (6)又は(7)の 規定による 金額を加算 した額
76及び77 略				
備考				
1～6 略				
7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (次項において「法」という。)第30条第2項の規定に 基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の 項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区 分に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び 工作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、 建築物(構造計算適合性判定が必要なものに限るものと し、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除 く。)の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の 区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に 100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。				
8 法第31条第2項の規定において準用する法第30条第2 項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額 は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床 面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築 設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額				
				77及び78 略
				備考
				1～6 略
				7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (次項において「法」という。)第35条第2項の規定に 基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項 に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分 に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工 作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、 建築物(構造計算適合性判定が必要なものに限るものと し、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除 く。)の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の 区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に 100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。
				8 法第36条第2項の規定において準用する法第35条第2 項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額 は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床 面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築 設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額

に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

9 72の項(2)、73の項(2)、74の項(2)又は75の項(2)の規定に基づく審査の場合において共用部分を除いた住宅部分のみの省エネ性能を評価したときの手数料の金額は、住宅部分のみを床面積の対象とした金額とする。

に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

9 74の項(2)又は75の項(2)の規定に基づく審査の申出があり一次エネルギーの計算を標準計算とした場合、又は76の項(4)又は(5)の規定に基づく申出があり国土交通大臣の定める簡易な評価方法により省エネ性能を評価した場合において共用部分を除いた住宅部分のみの省エネ性能を評価したときの手数料の金額は、住宅部分のみを床面積の対象とした金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の2の項及び2の3の項並びに4の項から7の項までにおける事務の名称に関する改正部分については公布の日から、別表第1の38の項から38の5の項までの改正部分については令和7年5月23日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県建築関係手数料条例の規定は、前項に規定するこの条例の改正部分のそれぞれの施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第40号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第1編 関係条例の一部改正（第1条・第2条）

第2編 経過措置

第1章 通則（第3条・第4条）

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第5条）

第3章 その他（第6条）

附則

第1編 関係条例の一部改正

（長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の規定を準用し、車賃の額は次に掲げる旅行の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。	（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、その額は職員の旅費に関する条例の規定を準用し、車賃の額は次に掲げる旅行の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。

(1)及び(2) 略 3～5 略 (期末手当) 第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職し（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除く。）、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議員（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 2 略 第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職した議員 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給の一時差し止めを受けた者（同条第2項の規定によりその支給を一時差し止めた期末手当を支給することとされた者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第7条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当は、その支給を一時差し止める。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 前項の規定による期末手当の支給の一時差し止め（以下「一時差し止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、一時差し止めを受けた者に対して、その支給を一時差し止めた期末手当を支給する。 (1) 一時差し止めを受けた者が当該一時差し止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 略	(1)及び(2) 略 3～5 略 (期末手当) 第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職し（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除く。）、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議員（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 2 略 第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職した議員 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給の一時差し止めを受けた者（同条第2項の規定によりその支給を一時差し止めた期末手当を支給することとされた者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第7条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当は、その支給を一時差し止める。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 前項の規定による期末手当の支給の一時差し止め（以下「一時差し止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、一時差し止めを受けた者に対して、その支給を一時差し止めた期末手当を支給する。 (1) 一時差し止めを受けた者が当該一時差し止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 略
---	---

（長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																		
(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。<u>第20条において</u>「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において</u>「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11及び12 略 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第<u>118</u>号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 （利用及び提供の制限） 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第38条第1項第1号</td><td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第<u>10</u>項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> （個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) 略 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しく	略			第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第 <u>10</u> 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	略			(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。<u>以下</u>「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11及び12 略 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第<u>108</u>号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 （利用及び提供の制限） 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第38条第1項第1号</td><td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第<u>9</u>項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> （個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) 略 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しく	略			第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第 <u>9</u> 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	略		
略																			
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第 <u>10</u> 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき																	
略																			
略																			
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第 <u>9</u> 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき																	
略																			

は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)及び(3) 略

3 略

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第31条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

（訂正請求の手続）

第32条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手続）

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を

は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)及び(3) 略

3 略

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第31条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

（訂正請求の手続）

第32条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手続）

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を

検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者と

[illegible]

[illegible]

	(3) 特定第一種 運転免許（大 型特殊自動車 免許、大型自 動二輪車免 許、普通自動 二輪車免許又 は牽引免許を いう。以下同 じ。）又は大 型特殊自動車 第二種免許若 しくは牽引第 二種免許に係 る試験	1 件	1,850円			(3) 特定第一種 運転免許（大 型特殊自動車 免許、大型自 動二輪車免 許、普通自動 二輪車免許又 は牽引免許を いう。以下同 じ。）又は大 型特殊自動車 第二種免許若 しくは牽引第 二種免許に係 る試験	1 件	1,750円		
	ア 法第97条 の2第1項 第2号に該 当して同項 の規定の適 用を受ける 場合					ア 法第97条 の2第1項 第2号に該 当して同項 の規定の適 用を受ける 場合				
	イ 法第97条 の2第1項 第3号又は 第5号に該 当して同項 の規定の適 用を受ける 場合	同	1,950円 (令第33条 の6の2第 6号に掲げ るやむを得 ない理由の ため免許証 等の更新を 受けること ができな かった者に 対する試験 にあって は、750円)			イ 法第97条 の2第1項 第3号又は 第5号に該 当して同項 の規定の適 用を受ける 場合（ウに 掲げる場合 を除く。）	同	1,900円		
						ウ 法第97条 の2第1項 第3号の規 定の適用を 受ける場合 （公安委員 会がやむを 得ないと認 める事情に より運転免 許の更新を 受けること ができな かった場合 に限る。）	同	800円		
	エ 法第97条 の2第1項 の規定の適 用を受けな	同	2,800円 (技能試験 を公安委員 会が提供す			エ 法第97条 の2第1項 の規定の適 用を受けな	同	2,600円 (法第97条 第1項第2 号に掲げる		

				い場合		る自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,550円</u>)					い場合		事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,050円</u>)
				(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験							(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		
				ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1 件	<u>1,950円</u> (令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)					ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合（イに掲げる場合を除く。）	1 件	<u>1,900円</u>
				イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	<u>1,600円</u>					イ 法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。）	同	<u>800円</u>
				(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験							ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	<u>1,500円</u>
											(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験		

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			の規定の適用を受ける場合 イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	1,650円				の規定の適用を受ける場合 イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	1,550円			
8	法第89条第3項の規定に基づく検査（以下この表において「検査」という。）の実施	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 (2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,950円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,950円）				(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 (2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,900円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,400円） 3,750円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）			
9	法第100条の2第1項の規定に基づく再試験（以下この表において「再試験」という。）	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験	1件	2,050円 （法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能に				法第91条又は法第91条の2第2項の規定に基づく自動車等の種類の限定解除の審査	審査手数料	1件	1,400円 （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）		

		の実施			について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、5,050円)	
			(2) 普通自動車免許に係る再試験	1件	1,950円 (法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,750円)	
			(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1件	1,800円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,550円)	
			(4) 原動機付自転車免許に係る再試験	1件	1,100円	
10	法第92条第1項の規定に基づく運転免許証(以下この表において「免許証」)	免許証交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証((2)に掲げる場合を除く。)	1件	2,350円 (日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上	
10	法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付	運転免許証交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証((2)に掲げる場合を除く。)	1件	2,050円 (法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証	

		という。)の交付			の種類の運転免許(以下この表において「免許」という。)を受ける者(以下この表において「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)					に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
			(2) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下この表において「特定試験免除者」という。)に対する交付の場合)	1件	2,100円 (複数免許取得者に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)			(2) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証(法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合(公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。))	1件	1,700円 (法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
			(3) 仮運転免許に係る免許証	1件	1,100円			(3) 仮運転免許に係る免許証	1件	1,150円
11	法第95条の2第11項の規定に基づく免許証の交付			1件	2,550円					
12	法第94条第2項の規定に基づく免許証再交付手数料	免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に	1件	2,600円			11 法第94条第2項の規定に基づく運転免許再交付手数料	(1) 第1種運転免許又は第2種運転免許に	2,250円

	許証の再交付		係る免許証		
			(2) 仮運転免許に係る免許証	1 件	1,050円
13	法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録	特定免許情報記録手数料	(1) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合（(2)に掲げる場合を除く。）	1 件	1,550円 （複数免許取得者に係る記録にあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
			(2) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録の場合）	1 件	1,350円 （複数免許取得者に係る記録にあっては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
			(3) 法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合	1 件	800円
			(4) 法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1 件	1,500円 （法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除

転免許証の再交付	手数料	係る免許証		
		(2) 仮運転免許に係る免許証	1 件	1,150円

				く。) の再 交付と同時 に記録を受 ける場合に あっては、 100円)
14	法第95条の 3の規定に より読み替 えて適用す る法第92条 第2項の規 定又は法第 106条の4 第2項の規 定に基づく 免許情報記 録の書換え		(1) 免許証(仮 運転免許に係 るものを除 く。)及び法 第95条の2第 4項に規定す る免許情報記 録個人番号 カードを有す る者(以下こ の表において 「免許証・免 許情報記録個 人番号カード 保有者」とい う。)に係る 書換えの場合	1 件 100円
			(2) (1)に掲げる 場合以外の場合	1 件 1,550円 (複数免許 取得者(免 許証・免許 情報記録個 人番号カー ド保有者を 除く。)に 係る書換え にあって は、1,350 円に、与え る免許1 種類ごと に200円を 加えた額)
15	法第101条 第1項又は 第101条の 2第1項の 規定に基づ く免許証等 の更新	免許証 等更新 手数料	(1) 免許証の有 効期間の更新 (同時に免許 情報記録の有 効期間の更新 を受ける場合 を除く。 ア 法第101 条の2の2 第1項の規 定による経 由地公安委 員会を経由 して行う更 新申請書の 提出(以下	1 件 2,750円

				この表において「 <u>経由申請</u> 」という。)をする場合		
				イ 更新時不交付申出をする場合(経由申請をする場合を除く。)	同	1,300円
				ウ 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	同	2,850円
				(2) <u>免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)</u>		
				ア 経由申請をする場合であって、 <u>法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下この表において「<u>経由地書換申出</u>」という。)</u> をするとき	1件	1,000円
				イ 経由申請をする場合であって、 <u>経由地書換申出をしないとき</u>	同	1,950円
				ウ 経由申請をしない場合	同	2,100円
				(3) <u>免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</u>		
				ア 経由申請をする場合であって、 <u>経由地書換</u>	1件	2,500円

			申出をする とき		
			イ 経由申請 をする場合 であって、 経由地書換 申出をしな いとき	同	2,850円
			ウ 経由申請 をしない場 合	同	2,950円
16	法第101条 の2の2第 1項の規定 に基づく免 許証等の更 新に係る申 請の経由手 続	経由手 数料	(1) 経由地書換 申出をする場 合	1件	1,700円
			(2) 経由地書換 申出をしない 場合	1件	750円
17	法第97条の 2第1項第 3号イ若し くは同号 ロ、法第 101条の4 第2項又は 法第101条 の7第3項 の規定に基 づく認知機 能検査の実 施	認知機 能検査 手数料		1件	1,050円
18	法第97条の 2第1項第 3号イ若し くは同号ハ 又は法第 101条の4 第3項の規 定に基づく 運転技能検 査の実施	運転技 能検査 手数料		1件	3,650円
19	法第91条又 は法第91条 の2第2項 の規定に基 づく自動車 等の種類の 限定解除の 審査	審査手 数料		1件	1,350円 (公安委員 会が提供す る自動車を 使用して受 ける場合に あつては、 3,100円)
20	略				
21	法第99条の 2第4項第 1号イの規 定に基づく	技能検 定員審 査手数 料	(1) 大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免許 に係る技能検定員審査にあつ ては、1件につき2万3,750円		
12	法第97条の 2第3号イ 若しくは同 号ロ、法第 101条の4 第2項又は 法第101条 の7第3項 の規定に基 づく認知機 能検査の実 施	認知機 能検査 手数料		1件	1,050円
13	法第97条の 2第3号イ 若しくは同 号ハ又は法 第101条の 4第3項の 規定に基づ く運転技能 検査の実施	運転技 能検査 手数料		1件	3,550円
14	略				
15	法第99条の 2第4項第 1号イの規 定に基づく	技能検 定員審 査手数 料	(1) 大型自動車免許、中型自動 車免許又は準中型自動車免許 に係る技能検定員審査にあつ ては、1件につき2万3,400円		

技能検定員の審査（以下この表において「技能検定員審査」という。）

とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を2万3,750円から減じた額とする。

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,800円

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 6,350円

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか2,950円

エ及びオ 略

カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか550円

キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 2,600円

ク 略

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては、1件につき1万9,800円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万9,800円から減じた額とする。

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,650円

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 6,250円

ウ～オ 略

カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか350円

キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 1,850円

ク 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 2,000円

(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては、1件につき1万4,450円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万4,450円から減じた額とする。

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が

技能検定員の審査

とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を2万3,400円から減じた額とする。

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,000円

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 6,700円

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか2,350円

エ及びオ 略

カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか500円

キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 2,350円

ク 略

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては、1件につき1万9,500円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万9,500円から減じた額とする。

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,550円

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 6,100円

ウ～オ 略

カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか300円

キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 1,900円

ク 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 2,050円

(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては、1件につき1万4,700円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万4,700円から減じた額とする。

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が

			免除される場合 1,200円 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 1,900円 ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか1,350円 エ及びオ 略 カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか350円 キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 2,550円 ク 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 2,400円 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するものにあつては、1件につき2万2,200円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を2万2,200円から減じた額とする。 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,450円 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 7,750円 ウ 略 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 3,750円 オ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査が免除される場合 2,600円				免除される場合 1,250円 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 2,100円 ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか1,100円 エ及びオ 略 カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか300円 キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 2,650円 ク 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 2,550円 (4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するものにあつては、1件につき2万1,500円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を2万1,500円から減じた額とする。 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,250円 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 7,400円 ウ 略 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 3,700円 オ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査が免除される場合 2,550円
22	略				16	略	
23	法第99条の3第4項第1号イの規	教習指導員審査手数	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあつ		17	法第99条の3第4項第1号イの規	教習指導員審査手数

定に基づく料
教習指導員
の審査（以
下この表に
おいて「教
習指導員審
査」とい
う。）

ては、1件につき1万5,100円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を1万5,100円から減じた額とする。

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,800円

イ 略

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか3,000円

エ～カ 略

キ オ及びカのいずれも免除される場合 オ及びカの金額のほか200円

ク 教習指導員として必要な教育についての知識の審査が免除される場合 1,550円

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては、1件につき1万2,000円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を1万2,000円から減じた額とする。

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,650円

イ 略

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか950円

エ～ク 略

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては、1件につき9,950円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を9,950円から減じた額とする。

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 1,200円

イ 略

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか1,350円

エ 略

オ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査が免除される場合 1,350円

カ 自動車教習所に関する法

定に基づく料
教習指導員
の審査

ては、1件につき1万4,550円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を1万4,550円から減じた額とする。

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,000円

イ 略

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか2,400円

エ～カ 略

キ オ及びカのいずれも免除される場合 オ及びカの金額のほか150円

ク 教習指導員として必要な教育についての知識の審査が免除される場合 1,500円

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては、1件につき1万1,850円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を1万1,850円から減じた額とする。

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,550円

イ 略

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか900円

エ～ク 略

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては、1件につき9,650円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を9,650円から減じた額とする。

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 1,250円

イ 略

ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか1,100円

エ 略

オ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査が免除される場合 1,300円

カ 自動車教習所に関する法

			令についての知識の審査が免除される場合 <u>1,350円</u> キ オ及びカのいずれも免除される場合 オ及びカの金額のほか <u>50円</u> ク 略 (4) <u>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許</u> に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する <u>第一種運転免許</u> に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するものにあつては、1件につき <u>1万2,850円</u> とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を <u>1万2,850円</u> から減じた額とする。 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 <u>4,450円</u> イ 技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 <u>2,100円</u> ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか <u>2,950円</u> エ 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査が免除される場合 <u>2,600円</u>				令についての知識の審査が免除される場合 <u>1,300円</u> キ オ及びカのいずれも免除される場合 オ及びカの金額のほか <u>150円</u> ク 略 (4) <u>大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許</u> に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する <u>第1種運転免許</u> に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するものにあつては、1件につき <u>1万2,450円</u> とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を <u>1万2,450円</u> から減じた額とする。 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 <u>4,250円</u> イ 技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 <u>2,050円</u> ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか <u>2,850円</u> エ 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査が免除される場合 <u>2,550円</u>
18	<u>法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施</u>	<u>再試験手数料</u>	(1) <u>準中型自動車免許に係る再試験</u>	1件	1,900円	(法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,400円)	
			(2) <u>普通自動車免許に係る再試験</u>	1件	1,750円	(法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,400円)	

			試験		条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,550円)
			(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1件	1,650円 (法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,100円)
			(4) 原動機付自転車免許に係る再試験	1件	1,000円
19	法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証の更新	運転免許証更新手数料	(1) 法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証の更新	1件	2,500円
			(2) 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新	1件	2,550円
20	法第101条の2の2の規定に基づく更新申請の經由手続	更新申請經由手数料		1件	550円
21	法第104条の4第6項	運転経歴証明		1件	1,100円

— 95 —

[illegible]

			運転者に対する講習	置を含む。 以下この表 において同 じ。) と講 習を受ける 者の使用に 係る電子計 算機とを電 気通信回線 で接続した 電子情報処 理組織を使 用する方法 による講習 (以下この 表において 「オンライ ン講習」と いう。) に あつては、 200円)			運転者に対する講習	
			イ 法第95条 同 の6第1項 の表の備考 1のハに規 定する一般 運転者に対 する講習	800円(オン ライン講 習にあつて は、200円)			イ 法第92条 同 の2第1項 の表の備考 1の3に規 定する一般 運転者に対 する講習	800円
			ウ 法第95条 同 の6第1項 の表の備考 1のニに規 定する違反 運転者等の うち特定基	1,400円			ウ 法第92条 同 の2第1項 の表の備考 1の4に規 定する違反 運転者等に 対する講習	1,350円 (運転免許 に係る講習 等に関する 規則(平成 6年国家公 安委員会規 則第4号) で定める道 路交通法施 行令(昭和 35年政令第 270号)第 33条の7第 2項の基準 に該当しな い者に対す る講習にあ つては、 800円)

[illegible]

				を受けている者（ <u>法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。</u> ）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習				を受けている者（ <u>運転技能検査の対象者に限る。</u> ）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習			
				(13) 法 第108条の2第1項第13号に掲げる講習				(13) 法 第108条の2第1項第13号に掲げる講習	1人	12,500円	<u>（当該講習が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表の第一号に規定する国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）</u>
				ア 自動車等（ <u>これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。</u> ）を使用する指導（以下この表において「 <u>実車等指導</u> 」という。）を含む講習	1人	12,900円					

			イ 実車等指導を含まない講習	同	9,350円
			(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1人	講習1時間について 2,600円
			(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	1人	講習1時間について 2,100円
			(16) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	1人	講習1時間について 2,050円
26	法第108条の3、法第108条の3の2又は法第108条の3の3の規定に基づく講習の通知	通知手数料		1人	1,000円
27	法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	任意講習手数料	(1) 特定任意講習 (2) 特定任意高齢者講習 ア 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を	1人 1人 同	1,400円 6,600円 2,950円

			(14) 若年運転者講習	1人	講習1時間について 2,250円
			(15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	1人	講習1時間について 2,000円
25	法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	任意講習手数料	(1) 特定任意講習 (2) 特定任意高齢者講習 ア 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）に対する講習 イ 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通	1人 1人 同	1,350円 6,450円 2,900円

			受ける者に 限る。) 又 は第一種運 転免許若し くは第二種 運転免許で あって普通 自動車対応 免許以外の もののみを 受けている 者に対する 講習		
--	--	--	---	--	--

			自動車対応 免許以外の もののみを 受けている 者に対する 講習		
26	法 第108条 の3、法第 108条の3 の2又は法 第108条の 3の3の規 定に基づく 講習の通知	通知手 数料		1 人	900円

28	法 第105条 の2第2項 の規定に基 づく運転経 歴証明書の 交付	運転経 歴証明 書交付 手数料		1 件	1,150円
29	法 第105条 の2第5項 の規定に基 づく運転経 歴証明書の 再交付	運転経 歴証明 書再交 付手 数 料		1 件	1,150円
30	法 第105条 の2第4項 の規定に基 づく運転経 歴情報の記 録	運転経 歴情報 記録手 数料		1 件	900 円（法 第105条の 2第2項の 規定による 運転経歴証 明書の交付 又は法 第 105条の2 第5項の規 定による運 転経歴証明 書の再交付 と同時に記 録を受ける 場合にあっ ては、100 円）
備考 略					

別表第 9 自動車の保管場所の確保等に関する法律関
係手数料表（第 2 条関係）

番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
----	-------	------------	----	----	----

別表第 9 自動車の保管場所の確保等に関する法律関
係手数料表（第 2 条関係）

番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
----	-------	------------	----	----	----

1	自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車保管場所の確保の証明に係る申請に対する審査	自動車保管場所証明申請手数料	(1) 法第4条第1項本文の規定による自動車保管場所の確保を証する書面の交付の申請の場合	1 件	2,400円
			(2) 法第4条第1項ただし書の規定による自動車保管場所の確保を証する書面に相当する通知の申請の場合	1 件	2,200円
2 略					

1	自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条第1項本文の規定に基づく自動車保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書の規定に基づく当該書面に相当する通知の申請に対する審査	自動車保管場所証明申請手数料		1 件	2,200円
2 略					
3	法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料		1 件	550円
4	法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料		1 件	

む。)の規
定に基づく
保管場所標
章の再交付

別表第11 その他の手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1	略				
2	認知機能検査員に係る養成講習	認知機能検査員講習手数料	(1) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	1人	1,150円
			(2) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けていない者	1人	1,400円

別表第11 その他の手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料 の名称	区分	単位	金額
1	略				
2	認知機能検査員に係る養成講習	認知機能検査員講習手数料	(1) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	1人	1,200円
			(2) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けていない者	1人	1,450円

（施行期日）

- 1 この条例中別表第8及び別表第11の改正規定は令和7年3月24日から、別表第9の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト